

年金

納めることが困難なときは免除制度をご利用ください

保険料を納めることが困難なときは、未納のままにせず免除制度を利用してください。社会保険事務所の承認により、最大1年間の保険料が免除されます。

申請免除の種類

- 免除は2種類。
(全額免除)
保険料全額を免除
(半額免除)
保険料半額を免除

審査内容

本人、及び同じ世帯内の配偶者、世帯主の平成15年中の所得額を審査。

手続きに必要なもの

- ① 認印(本人申請は、不要)
- ② 平成16年1月2日以降に転入された方は、平成15年中の所得証明書
- ③ 平成15年4月以降の失業に限り、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票、又は離職者支援金の貸付決定通知書

注意点

- ① 平成15年中の所得額が確認できないと、申請できません。
- ② 承認は年単位。継続希望の場合は、再度申請が必要です。
- ③ 半額免除は、半額の納付がなければ未納扱いとなります。
- ④ 学生は、「学生納付特例」での申請になります。

なお、今年度の申請免除の受付は7月からです。申請の前月分(但し、7月以降)

より承認の対象期間となるため、継続して免除を希望する際は、必ず、8月末までに手続をしてください。

問い合わせ

役場町民課年金係

☎985-4106

7月の納税

国民健康保険税 第1・全期

口座振替日は

銀行・信金…7月26日(月)
農協・郵便局…7月27日(火)

※納税は便利な口座振替で
～税金は明るい未来の第一歩～

税

税に関する

まんがの募集

今年も、一般から応募できるまんがの募集が始まりました。自分が日ごろ税金について思っていること、感じていることがまんがで表現してみたいかがでしょうか。皆さんからのご応募をお待ちしております。

テーマ

税に関するものであれば何でも結構です。

募集期間

9月10日(金)まで

募集資格

(郵送の場合は当日消印有効)個人、グループを問わず誰でも応募できます。

募集区分

一般、高校生、中学生、小学生以下の4部門

表現方法

B4サイズ、片面使用の平面作品、1作品1用紙

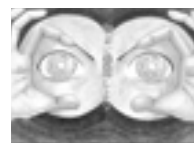
応募方法

作品裏面に、住所、氏名、職業、勤務先(学校名)、年齢(学年)、作品の題名を記入のうえ、役場税務課「税のまん

が」係まで送付してください。

表彰

4部門の中から1点大賞を決定し、また、それぞれの部門より最優秀賞、審査員特別賞、優秀賞、入選を決定します。



昨年の大賞
林利恵さんの作品

なお、優秀作品などは、11月10日(水)から15日(月)

までの6日間、そごう徳島店(徳島市)で開催される「第8回全国まんが税金展」に出展します。
※松前町租税推進協議会では、毎年、税に関する作文やポスター、習字、標語などの作品も募集しています。

問い合わせ

〒791-3192

伊予郡松前町筒井631

役場税務課「まんが係」

☎985-4109

難病に関する保健所事業のご案内

対象 難病の患者さんご家族
どうぞお気軽にご相談ください。

難病窓口相談

医師、保健師、栄養士などが病気や療養生活のご相談に応じます。また、福祉に関してケースワーカーがご相談に応じます。

| | | |
|---------|---------|---------------|
| 松山中央保健所 | 毎月第4水曜日 | 午前9時～11時(要予約) |
| 伊予支所 | 毎月第3水曜日 | |

定例相談日

(定例相談日以外も保健師が相談に応じることができます)

難病訪問相談

窓口相談に来られない方にはご自宅に保健師が訪問し、療養生活のご相談に応じます。

また、必要に応じて専門医、看護師、作業療法士、歯科衛生士なども訪問し、医療面、生活面のご相談に応じます。

問い合わせ

松山中央保健所 精神保健福祉係 ☎941-1111(内線260)

伊予支所 保健係 保健師まで ☎982-1106